

椎の木

SHII-NO-KI



目黒の歳時記 【目黒川の桜】

侯爵西郷従徳氏（西郷隆盛の甥）が昭和 11 年に建てた、南部橋の桜樹記念碑の裏面に、「昭和二年、目黒川改修工事竣成と相俟って市街の風景を存するため、兩岸一帯に桜樹を植付、永久に記念すべく、有志の計画により成りたるもの也」とあり、最初の植樹は昭和 2 年である。「郷土目黒第 9 輯」によると、昭和 40 年の調査では、上目黒 3 丁目から下目黒 2 丁目・3 丁目までの間約 2.2km の間に 214 本の桜が記録されている。護岸工事や堤防の整備のたびに桜を切り倒したり手間のかからない常緑街路樹に植え替えるなどのオプションがあったが、地元住民の保存運動のおかげで、更に植樹を重ね、現在は池尻大橋から亀の甲橋まで約 3.8km の川沿いに約 830 本のソメイヨシノが植えられており、川面にまで覆いかぶさるように咲く花は目黒の名物になっている。



Contents

目黒の歳時記	1	環境対策シリーズ(17)	8
更正の請求の改正のあらまし	2	新入会員会社紹介	9
税の豆知識	3	めぐろ観光まちづくり協会について	10
都税事務所だより	4	第 13 支部初春研修会	11
区役所だより	5	目黒法人会イベント情報	12
駒場、大橋という地域	6	これからの予定／編集子／編集後記	14
江戸しぐさ(18)	7		

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

知って得する国税庁のホームページ活用

平成 23 年度 更正の請求の改正のあらまし

申告書を提出した後で、所得金額や税額などを実際より多く申告していたことに気付いたときには、「更正の請求」という手続により訂正を求めることができます。この「更正の請求」について、平成 23 年度税制改正で、次のような改正が行われました。

更正の請求期間が延長されました

○ 平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

〈更正の請求期間の延長〉

更正の請求ができる期間が法定申告期限から 5 年（改正前：1 年）に延長されました。

なお、これまでと同様に、更正の請求書が提出されると、税務署では調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行い、税金を還付することになります。

注 1：税務署が減額の更正等の処分を行う場合には、更正の請求をした方にその内容の通知します。

注 2：修正申告書又は期限後申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできませんが、更正の請求ができる期間内であれば更正の請求を行うことができます。

注 3：贈与税及び移転価格税制に係る法人税についての更正の請求ができる期間は 6 年（改正前：1 年）に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求ができる期間は 9 年（改正前：1 年）に、それぞれ延長されました。

登記・登録等を行った機関に対して行う、登録免許税の計算誤りなどがあった場合の過誤納金の還付に係る通知の請求期間について、この請求期間も、登記・登録等を受けた日から 5 年（改正前：1 年）に延長されました。

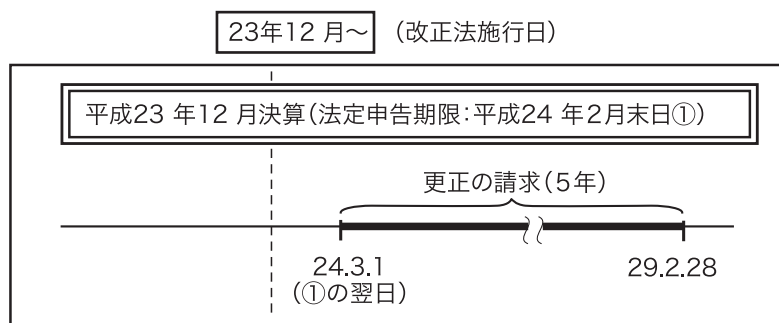
運輸支局等に対し、自動車重量税を納付した後に自動車検査証の交付等を受けることをやめた場合、又は、過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等を受けた場合に、過誤納金の還付に係る証明書の交付を請求できる期間は、その該当することとなった日から 5 年（改正前：1 年）に延長されました。

注 4：この更正の請求の期間の延長に併せて、税務署長が増額更正を行うことができる期間について、所得税・消費税など、改正前に 3 年とされていたものが 5 年に延長されました。

なお、偽り・不正の行為により税額を免れるなど脱税の場合に税務署長が行う増額更正の期間は現行のとおり 7 年となります。

注 5：平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うことになります（申出のとおりに更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。）。詳しくは最寄りの税務署におたずねください。

（例）法人税の更正の請求ができる期間



出典：国税庁ホームページ（パンフレット・手引きより抜粋）

より詳しい内容等については国税庁ホームページをご覧ください。

知って得する？ 税の豆知識

損金の額に算入される租税公課等の範囲と
損金算入時期について教えてください。

法人税法においては、法人が納付する租税公課のうち次の1に掲げる租税公課以外の租税公課は損金の額に算入され、また、その損金算入の時期は次の2のとおりです。

1. 損金の額に算入されない主な租税公課は次のとおりです。

- (1) 法人税、都道府県民税及び市町村民税の本税
- (2) 各種加算税及び各種加算金、延滞税及び延滞金（地方税の納期限の延長に係る延滞金は除きます。）並びに過怠税
- (3) 罰金及び料料（外国又は外国の地方公共団体が課する罰金又は料料に相当するものを含みます。）並びに過料
- (4) 法人税額から控除する所得税及び外国法人税

2. 損金の額に算入される租税公課の損金算入時期については、それぞれ次のとおりです。

(1) 申告納税方式による租税

イ) 酒税、事業税、事業所税などの申告納税方式による租税については、納税申告書を提出した事業年度です。また、更正又は決定のあったものについては、その更正又は決定のあった事業年度となります。

ただし、その事業年度の直前事業年度分の事業税及び地方法人特別税については、その事業年度終了の日までにその全部又は一部につき、申告、更正又は決定がされていない場合であっても、その事業年度の損金の額に算入することができます。

ロ) 収入金額又は棚卸資産の評価額に含めた申告期限未到来の酒税などや、製造原価、工事原価その他これらに準ずる原価のうちに申告期限未到来の納付すべき事業に係る事業所税を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度となります。

(2) 賦課課税方式による租税

不動産取得税、自動車税、固定資産税、都市計画税などの賦課課税方式による租税については、賦課決定のあった事業年度となります。

ただし、納期の開始日の事業年度又は実際に納付した事業年度において損金経理をした場合には、その損金経理をした事業年度となります。

(3) 特別徴収方式による租税

ゴルフ場利用税、軽油引取税などの特別徴収方式による租税については、納入申告書を提出した事業年度です。

また、更正又は決定のあったものについては、その更正又は決定のあった事業年度となります。

ただし、収入金額のうちに申告期限未到来のこれらの租税の納入すべき金額が含まれている場合において、その金額を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度となります。

(4) 利子税・延滞金

国税の利子税や地方税の納期限の延長に係る延滞金は、納付した事業年度となります。

ただし、その事業年度の期間に対応する未納額を損金経理により未払金に計上したときは、その損金経理をした事業年度となります。

出典：国税庁ホームページ（タックスアンサー）

東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

都税事務所だより

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

税目 手続	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産） （23区内）
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人事業税減免申請※ ○法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出 ○申告書の提出期限の延長の承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

※中小企業者向け省エネ促進税制の減免手続きも行うことができます。

<利用手続についてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/> エルタックス 検索

【 ヘルプデスク】 0570-081459（I P 電話・P H Sをご利用の場合：03-5765-7234）
月～金 午前 8 時 30 分～午後 9 時（土・日・祝祭日、年末年始 12/29～1/3 は除く）

<申告内容や審査等についてのお問い合わせ>

※主たる事務所等が目黒区内にある場合

【法人事業税・都民税】 渋谷都税事務所 電話 03（3463）4311（代表）
【事業所税】 新宿都税事務所 電話 03（3369）7151（代表）
【固定資産税（償却資産）】 目黒都税事務所 電話 03（3715）1111（代表）



23 区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23 区内において、個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税の課税事務は 9 つの都税事務所、事業所税の課税事務は 4 つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 法人住民税 地方法人特別税	千代田	荒川	中央	台東	港	品川	新宿	渋谷	豊島													
	事業所税	千代田	中央	港	新宿																		

■個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、事業所税に関するお問い合わせや申告・届出等は、一覽の所管都税事務所までお願いします。

■住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問い合わせは所管都税事務所までお願いします。

■納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後おおむね 1～2 週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

区役所だより

目黒から進めよう!

ワーク・ライフ・バランス

問：人権政策課 Tel (5722) 9214

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態をいいます。

ワーク・ライフ・バランスを進めていくと、事業者にとっても次のような大きなメリットがあります。

① 優秀な人材の確保

労働人口が減少する中、仕事と仕事以外の生活を両立できる環境にある会社は、特に若い世代にとっては魅力的です。

② 社員の意欲向上

社員の仕事の満足度が高くなり、士気の向上や能力発揮につながるといわれています。また、休業や自己啓発によるリフレッシュ効果や視野の広がりも期待できます。

③ 長時間労働の削減と生産性向上

時間管理を徹底し、長時間労働を減らすことができれば、残業代を削減できるだけでなく、体調不良や長期休業の人をなくすることもできま

す。また、業務の効率化により生産性が向上し、「コスト削減効果が得られた」という例が多く報告されています。

目黒区では、ワーク・ライフ・バランスを進めるため、事業者向けのさまざまな事業を展開しています。

例えば、ワーク・ライフ・バランスの推進やセクシュアル・ハラスメント防止など、よりよい職場環境づくりに向けた社内研修用DVDの貸し出しを行っています。

「明日への投資」として、皆さんの事業所でもワーク・ライフ・バランスに取り組んでみませんか。



目黒区は内閣府／仕事と生活の調和推進室が推進している国民運動「カエル・ジャパン・キャンペーン」に参加しています。
<http://www8.cao.go.jp/wlb/>

研修会講師を派遣します

消費者相談員による出張講座

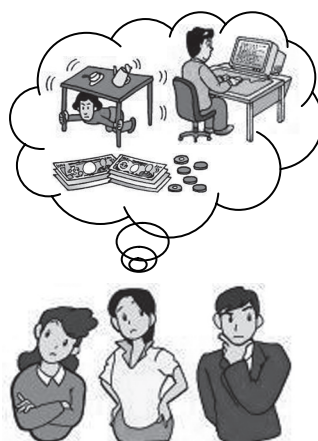
問：目黒区消費生活センター Tel (3711) 1133

会社の研修会・新人研修や地域・グループの集まりなど（5人以上）に消費者相談員が伺い、悪質商法や契約トラブルを中心に、消費生活の問題についてお話しします。

皆さんのご都合にあわせて何うことが出来ますので、研修会が多く行われるこの季節に、ぜひご活用ください。

●テーマ例

- ・消費者被害の実態と悪質商法への対処法
- ・クーリング・オフできる契約、できない契約
- ・若者をねらった悪質商法への対策や金融教育
- ・若者に多い消費者トラブルの予防と対処法
- ・携帯電話やインターネットのトラブルと対処法
- ・災害時における消費者被害



●費用

無料
(会場はご用意ください。ご用意できない場合はご相談に応じます)

●日時

お気軽にご相談ください。
1回当たり30分〜2時間程度です。
夜間や土・日曜・祝日も可能です。
(年末年始を除く)

目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

目黒区内中学生の作品 — 税金を納めて分る 社会貢献 —

駒場・大橋という地域

(株) ケイ・エム・ネットワーク (駒場)
代表取締役 手島 幹雄



目黒法人会第1支部のエリアにあたる駒場と大橋2丁目は、目黒区の北端にあつて、渋谷区、世田谷区、そして国道246号線に囲まれた地域です。北側の渋谷区との境界には、東京大学駒場キャンパスのグラウンドにそつた塀があり、また西側の世田谷区との境界は、東京大学のリサーチキャンパスや国際高校、大学入試センター、筑波大付属駒場中・高校、警視庁第三機動隊などの敷地となつ

ています。東側にある山手通りが、目黒区の青葉台4丁目と切り離し、氷川台と呼ばれる丘の下を走る国道246号線の玉川通りが、このエリアがどこの区なのかをわかりにくくしているともいえるでしょう。

このエリア内で信号機のあるのは駒場と大橋2丁目の境界となる淡島通りだけ。淡島通りの他には自動車の通行の多い道はなく、自動車で来るには不便でも、それだけに静かな住宅地となっています。

ここは徳川幕府の鷹狩の場であつたのと同時に、氷川台の高地には御用屋敷と幕府の薬草園がありました。江戸城と直結していた特別の地域だったともいえるのでしょうか。そうした土地利用であつたことから、明治に入ると政府がまとまつた土地として活用することとなり、鷹狩場の跡地には農学校が設立され、薬草園の跡地には陸軍の施設ができました。「坂の上の雲」の主人公の一人、秋山好古が初代の連隊長となつた騎兵第一連隊も大橋と池尻にまたがるこ

の地にあり、その名残として池尻側の高地の上に大きな忠魂碑が残っています。

また、都立駒場高校のグラウンドを見下ろす公務員宿舎の敷地内には天覧台の碑があります。これは明治天皇が11回、大正天皇が4回、この場所で開催されたことを記念するものです。駒場小学校の敷地内には、ここで明治3年に1万8千人規模の軍事演習が行なわれ、明治天皇の閲兵のあつたことを記録するものとして明治天皇駒場野聖跡碑があるのですが、小学校の敷地内であるため、通

常見ることができないのは残念です。駒場農学校は東京帝国大学農学部となり、その敷地が第一高等学校を経て再度東京大学となりました。そこが世田谷区と渋谷区とのそれぞれの区界を形成しているのです。この渋谷区との区界は渋谷川と目黒川の谷間を隔てる稜線からなり、平安時代からの荏原郡と豊島郡の郡境でもありました。その尾根に三田用水が江戸時代に開かれたのです。

そんな駒場・大橋地域なのですが、東京大学をはじめとする学校の敷地、大学入試センターや社会福祉施設の愛隣会の敷地、駒場公園と駒場野公園の2つの公園の他が住宅地となります。その住宅も公務員宿舎の敷地となつている部分が少なくありませ

ん。ですから、学校をはじめとする公共機関と住宅からなるこのエリアでの企業活動は、限られたものにならざるを得ないといえます。

この地域の入り口に鎮座するのが氷川神社です。徳川幕府が出来る前、16世紀後半の天正年間の創建とされています。8月末の例大祭をはじめ、年始、節分などで、地域社会の要となつてきました。氏は東山、大橋、青葉台と国道246号線の反対側の住民も含まれます。

商業地といえるのは駒場東大前商店街、駒場西口商店街なのですが、営業している店舗の数は1970年頃がピークだったようで、現在はずいぶん減つてしまいました。商店のあつた土地に住宅が建つていても少なくありません。その一方で、淡島通りの松見坂は緑のスペースが多く、景観がよいことから、さまざまな個性ある飲食店ができるようになりました。地元の人よりも遠方からの客が多いようで、また経営者も地域密着というイメージとは異なります。

ただ、目黒区の各エリアから公共交通機関で来ていただくには、渋谷経由となつてしまうことで、いささか残念なことではあります。

江戸しぐさ考 (18)

師・芝三光の残し文

芝三光師の原稿をタイピングして本にまとめる生活が13年続いていきます。今回は、その一部を読んでいただきます。

「デアル」

永井荷風氏らとも親しかった私の祖父が「明治の政変でお江戸は見るかげもなく荒れてしまいおった。ことに官軍どもの言葉づかいは粗野で聞くに堪えない。なげかわしい世の中なつたと父上（私からは曾祖父）が申されておった」と生前そう語っていました。明治の初期、人々がアツと驚く（タメゴロウではありません）軍人デアル調も今日では新聞・雑誌の文章としてごく普通のものになりました。（平和の現世でも富国強兵は死なずでしょうか）

あれよあれよと言ううちに大正期には例の「チャンポン作文」が現れ昭和枯れスキの頃になるといわゆる「チャウ」言葉が使われ出し、つ

いに行き着くところまで来たかと山田孝雄氏（言語学者）らを嘆かせるに至りました。

「この際」

青年、古川緑波氏（有名俳優）が子どもの私を「高い高い」してくれた頃のことです。太平洋戦争はそれに尾高（語尾あげ）の疎開語が結びつき、もはや発音上からも江戸言葉どころか、東京言葉もまったく消滅した感さえします。「この際」という語があります。これはもともと火事などの非常災害でなにもかも無くなってしまうので無礼講でも仕方がないという意味の切り出しに使われた言葉ですが、これも尋常化して「ハレ」にも「ケ」にも平気で使われる世の中です。（※注）

そこで、「この際」私もご先祖様・八百万の神様・仏様に御目をつむつて頂き、江戸言葉から最近の「チャッテヨ調」までゴツチャに書きなぐつてお目を汚そうと考える次第デアル。時、勤労感謝の日（1986年）い

（俳）パンネットジャパン（大橋）

代表取締役 和 城 い せ

よいよ待ったなしの仕切にかかろうとしているのだ。

現代版大力士、小錦関も休場してしまつたし、TVなんか見たくない。鉛筆を持つには絶好のチャンスである。まったく今度ばかりは参つた。今日までにすでに述べ160枚程度書いて見たのだが、どの巻も書き始めて2〜30から4〜50枚でストップしてしまふ。証拠として御目にかけ進ぜよう。

（一の巻）

「働く」これが私に与えられたテーマでございました。江戸のころ働くというのにはこんにち式に言えば「考える」に近い意味を持つ言葉でございました。今日の「働く」に当たる言葉は「稼ぐ」と申しました。手間賃を稼ぐとか「稼ぐに追いつく貧乏なし」とか申しますでしょう。あれでございます。諺にも「働くに追いつく・・・」とは申しておりませんでしょう。すなわち、働くというのは頭を働かせて周囲の人々を楽にさせ

てあげなさいという労の心でございました。明治以降、その労働が結び付いて労働という語が出来ました」と私の亡父が懇意にしておりました徳川夢声氏（活動弁士、後に声優）からお聞きしたことがございます。

事実、昭和の十年ごろまでは東京の小学校でも「働くとは傍らを楽にさせてあげることです。」と教えておりましたのでございます。決してお金を取ることを教えるはおりませんでした。と、まあこういう書き出しでこれが20枚ほど行つたところで考えて込んでしまつたのだ。なぜか。江戸言葉にある。江戸言葉では人（第三者）から聞いた話を書いたり語ったりするときは必ず「そう」を付けるキマリがあつた。（本来ならこれも「あつたそうでございます」と書かねばならないのである）そう書けば、又は話せば「この人は他の人から聞いた話を伝えているな」とすぐに分かるわけである。また自分自身で見たり調べたりしたような場合には「よう」を付けることになつていた。（本来ならこの文には「いたようでございます」と書かなくてはならないところだ）・・・

（※注）柳田国男氏によって見出された。「ハレ」は儀礼・祭などの非日常のこと。「ケ」は普段の生活の日をいう。

放射線に関する基礎知識

目黒区健康推進部 保健予防課

平成23年3月11日の東日本大震災によって発生した、福島第一原子力発電所の事故から1年以上たちましたが、まだまだ放射線・放射能については用語が難しくてよくわからない、健康への影響がわからないと感じている方も多いと思います。そこで、放射線に関する基礎知識をまとめてみました。

放射線・放射能・単位

放射線とは、放射性物質から出る粒子や電磁波のことで、放射性物質とは、放射線を出している物質です。電球と光に例えると、電球が放射性物質、光が放射線です。放射能とは、放射性物質が「放射線を出す能力」のことをいい、電球で言えば、光を出す能力にあたります。ベクレル(Bq)はこの能力を表す単位で、電球のワット(W)を想像してもらえばいいでしょう。

またシーベルト(Sv)といった単位も良く使われますが、これは放射線が人体に与える影響の度合いを表すもので、1シーベルト(Sv)は1,000ミリシーベルト(mSv)に、1ミリシーベルトは1,000マイクロシーベルト(μ Sv)に相当します。

外部被ばくと内部被ばく

体外から放射線を浴びる場合を外部被ばくといいます。一方、放射性物質を呼吸や食事により身体の内に取り込み、体内から被ばくする場合を内部被ばくといいます。

放射線量の基準

一般の人が「平常時」に受ける放射線被ばくの量として、国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年の勧告には、「年間1ミリシーベルト以下にしましょう」と書かれています。この1ミリシーベルトの持つ意味ですが、これは一般の人が受ける放射線の量をなるべく低く抑えようとするための指標であって、健

康に影響を及ぼすか否かを示す基準ではありません。またこの指標値には、宇宙線など、自然界から受けると言われている年間1〜14ミリシーベルトの放射線や医療行為によって受ける放射線量は含まれていません。

医学的には100ミリシーベルトの放射線量では、がんで死亡する人の割合を0.5%高めると考えられています。100ミリシーベルト未満の放射線被ばくについては、明らかではありません。ただし、健康への影響については被ばく量とがん発生率に直線的な関係があるのではないかとこの仮説も提唱されています。この仮説に立つと1ミリシーベルト余分に被ばくすると0.005%がんによる死亡のリスクが増える可能性がある計算になりますが、これは非常に低線量の放射線影響についてはよくわからないため、影響があると考えておいた方が安全だという考え方に基づいたものです。

被ばく線量の推計

外部被ばくについては、東京都健康安全研究センターの試算によると、原発の事故によって、都内の線量が一時的に上昇した平成23年3月14日から1年間の積算線量は、屋外に8時間、木造家屋内に16時間いたと仮定して0.132ミリシーベルトです。

食品による内部被ばくについては、日本人平均食品摂取量に従って1年間食べた場合0.096ミリシーベルトと試算されています(平成23年10月31日、厚生労働省推計)。

目黒区周辺の大気の放射線量の測定では、現在平常時の値となつていきます。目黒区における外部被ばくに食物や吸入による内部被ばくを加えても1ミリシーベルトよりはるかに低い値となると推計されます。

食品の基準

4月1日より、食品に含まれるセシウムの基準値が以前の暫定基準値の4分の1から20分の1と厳しくなりました。乳児用食品と牛乳を一般食品より厳しく設定し、子どもへの配慮をしたものです。この基準値は基準値上限の食品を摂取しても年間1ミリシーベルトを超えないように設定されたものです。平均的な食品を摂取し続けた場合の実際の被ばく線量が推計されていますが、その値は年間0.04ミリシーベルト程度と推計されています。

(最後に)

まだまだ我々は放射線と向き合っていく必要があると思われます。今後も、正しい知識により冷静な対応を是非ともお願いいたします。

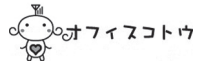


— はじめまして新入会員です —

第13支部

株式会社 オフィスコトウ
Web 制作・システム開発

区内中小企業様をはじめ、テレビ・ラジオ・公共イベントなどのホームページ作成を行っています。お気軽にご相談ください。



目黒区八雲 2-7-16
TEL & FAX: 03-3725-5605
kotou@office-kotou.co.jp
http://www.office-kotou.co.jp/
代表者 コトウユウキ



第11支部

株式会社 三京建設
建築設計及び施工・リフォーム

住宅・ビル設計から施工、アフターサービスまでトータルに家づくり・ビル建設を行います。

目黒区中根 2-3-15
TEL:03-3723-5845
FAX:03-3718-6101
info@sankyo-construction.co.jp
http://www.sankyo-construction.co.jp
代表者 白井康雄



第9支部

株式会社 長島設計
燃料電池発電の調査開発等

エンジニア（原子力関係）から転換、新エネルギーの普及に取り組んでいます。

〒152-0004
目黒区鷹番 1-9-15-305
Tel&Fax:03-3794-3025
メール: k-nagasm@qj8.so-net.ne.jp
代表者 長島清志



第6支部

はやぶさ化研株式会社
塗料型断熱材販売・施工

塗料型断熱材（米国エンバイロトル社）販売・施工。節電・省エネを科学的根拠に基づいて、日射熱の侵入を防ぎ冷房電力を60～70%程度節減する。（熱伝導率：0.0185）無公害（安全・安心性）
・FDA（米国食品医薬品局）承認
・USDA（米国農務省）承認
・米国エネジスター承認
・ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆取得
・不燃材（国土交通省）認定番号 MN-1798

目黒区目黒 2-10-14-401
Tel&Fax:03-5496-0215
Mail:toshifumi-y@m2.gyao.ne.jp
代表者 山中利文

**平成 23 年度社会貢献事業ご協力企業**（平成 23 年 4 月～24 年 3 月）

使用済み切手・テレホンカード、書き損じはがき等回収でご協力いただいた方々

(株)アサヒ電機製作所	(株)アクト綜研	(株)旭ネームプレート製作所
(株)石福	(株)近代商事	(有)久保ビル
(株)グランリーブル	工藤 鎮夫	(株)光運社
さわやか信用金庫碑文谷支店	(株)大丸	(有)漆原商店
東横商事(株)	大和木材(株)	(株)TIP ライフサポート
(有)西山商店	日本ジー・ティー(株)	(有)白光堂
一ゴム(株)	(有)喜久屋鷺塚酒店	(有)パンネットジャパン
(株)フィール・アド	堀井商事(株)	目黒区中央体育館
(株)北川商会	山下寝具(株)	(株)渡辺電機製作所
(株)マミー	(有)バイタスジャパン	コモラーナ(株)
(有)黒澤製作所	秋角商事(株)	目黒メンテナンス事業協同組合
(株)五十嵐建設		

上記以外、事務局に匿名でご寄付いただいた方々にも感謝いたします。

法人会では使用済み切手・テレホンカード、書き損じはがき、ベルマーク等を集めています。少量でも構いません、ついでのとくに事務局にお持ちください。使用済み切手等は目黒区社会福祉協議会のめぐろボランティア・区民活動センターに集められ、区内のボランティアや老人クラブの手で整理され、専門業者により換金されます。平成 22 年度は切手 155kg で 98,000 円、プリペイドカード 18 万枚で 58,000 円の売り上げとなり、ボランティア事業の資材購入等に利用されています。

また、「目黒地域福祉のつどい」女性部会バザーには多くの方々から様々なものをご提供いただきました。ありがとうございました。

めぐろ観光 まちづくり協会について

めぐろ観光まちづくり協会
事務局長 三 浦 公 夫

2004年に目黒区観光まちづくり懇話会が設置され、区民の皆様のご意見、ご要望を交えながら2007年に目黒区観光ビジョンを策定しております。区長からのメッセージが記されており「もてなし、もてなされて楽しむ」ところと活動を通して「人々の心を豊かにし、まちの活力を高めていく」と位置づけ、これを「観光まちづくり」という言葉で表現するとし、「住んでよい 訪れてよい おしゃれな街」の実現を目指すと思っています。そして、この中に六つの施策体系が記されているので紹介させていただきますと、

- ① 商店街同士の連携、再開発による新しいまちづくりとの連携、ロゴマークの開発、アートやデザイン産業の連携など
- ② 公募によるイベントづくり、イベントの合同実施、イベント間の連携強化、国内外地域交流の推進など
- ③ 景観に配慮した美しい街並みづくり、緑化の推進、街の環境美化・清掃活動など
- ④ 建物や道路など施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備、街角のサインや「休み処」の整備、地域安全活動など
- ⑤ 「もてなしマインドづくり」につながる研修会やセミナーの開催、観光ボランティアの育成など
- ⑥ 観光ホームページや観光カレンダー・観光マップなどの作成、まち歩きルートの構築、情報提供拠点づくり・マスコミやフィルムコミッションの活用など



となっており、当然にこれらの施策は地域の活性化を図るよう促されていることが理解されます。

その後、多くの皆様のご尽力を賜りながら準備がなされた結果、2009年10月に当協会が設立されました。

現在、力点において活動を展開しようとしている2点についてご紹介させていただきます。

1、従来から展開されてきている「まち歩き事業」について

大きくは目黒区内を5ゾーンに分けて街歩きコースを設定し、区内で活躍する技術者などのお話しを織り交ぜた目黒区ならではの特徴ある街歩きを展開しております。

更に、より「おもてなし精神」を発揮すべくボランティアガイドを昨年より募集しており、少しでもより多くの皆様に目黒を知って頂くことに注力しているところです。

みなさん！われらのボランティアガイドと接して頂ければきっと目黒の落ち着き、そして洗練されたおもてな

し精神を知って頂けるものと思っております。

2、情報のハブ機能について

めぐろ観光まちづくり協会の機能としては商店街や神社仏閣並びに町内会などで繰り広げられている各種イベントや行事を区の内外へ周知していく活動に重点をおきます。

特に商店街からの情報を積極的に告知することで域外の皆様に少しでも多くお越し頂き、地域の活性化の一助になり得たら良いと考える次第です。4月には上記「まち歩き」を意識したガイドブック「めぐろWALK」を10万部発行します。

そして、イッツコムさんの協力を得ながら目黒のまち並みを紹介する14分番組3本の収録活動を開始しております。

放映されたフィルムをYouTubeに落とし込みガイドマップと合わせ、目黒散策の一助になってくれることを期待しています。

これらの活動を基に、各地域の活動予告を皆様のお力を借りながら積極的に告知していくことを検討し、準備をしているところです。

連絡先

目黒区上目黒2-1-3 中目黒GT B1
電話 03(5722)6850



ボランティアガイド研修会の様子

第13支部初春研修会

東日本大震災そして福島第一原発へ

(株)イクタ工業

代表取締役 山科 久夫

亡くなられた方一万五千人強、行方不明の方三千三百人弱、あの3月11日から一年が経過しました。

目黒法人会第13支部の初春の集いが『華空間東興』で2月13日18時より行われ、今年の講演テーマは『東日本大震災』でした。

講師の岡本透目黒消防署一部特別救助隊員は当時直下型地震対応の第六消防方面本部消防救助機動部隊(通称ハイパーレスキュー隊)に所属し、気仙沼市への第二次派遣(3月11日〜15日)、福島原発へは第一次派遣(17日〜20日)として活躍されました。

気仙沼市へ派遣

大震災がいつか来るとは思っていたが、「とうとう来てしまったか」と言うのが初めに思い浮かびました。

地震発生時は部隊勤務中で、仕事の合間を見て家族に連絡を取ろうとしましたが、電話もメールもつながらない状態が続き、大変心配しました。

気仙沼市への第一次派遣指令が発令されたのが16時30分、隊内に緊張が走りました。派遣準備をしている最中に家族からの無事とのメールが入り、安心して気仙沼へ向かうことができました。

気仙沼市へは24時間かけて移動し、^{ししおり}鹿折地区に到着したのは翌日の20時頃でした。付近一帯は停電しており、ところどころの火事現場だけはその火で周りが見える異様な光景でした。

9時間ほど消火活動が続けると、東の空から白み始めました。徐々に見えてきた光景は、まるで爆撃でもされたかの様な想像を絶する現場でした。

鎮火後、3日間は生存者やご遺体の捜索を行い、交代要員が到着した15日に東京へ戻りました。福島第一



屈折放水塔車による福島原発3号機への注水活動

原発の爆発事故を聞いたのは、気仙沼からの帰りの車中でした。

福島第一原発へ派遣

17日に仕事に戻ると、原発事故に対応するマニュアルがなく、何分で放水できるかを隊内で議論し訓練を重ねました。

集合が掛かり福島原発に行けるものは挙手をするようにといわれました。その時、「原発だけには行つてほしくない」といつていた妻の言葉を思い出しましたが、私は手を挙げました。見回すと全員の手が挙がっていました。

妻には出発時に連絡メールを入れましたが、行き先は告げませんでした。後で聞きましたが妻はテレビの

ニュースで行き先はわかったそうです。

翌18日朝7時いわき市消防本部平消防署四倉分署に到着し訓練を開始しました。

原発敷地内では鳴り止まない警報音の中、放水車とつなぐ重さ100kgのホースを4人組で伸ばす。放射線量の上昇が確認されると一時避難する。この繰り返しでした。

活動中は無心で、自分の任務をこなしていました。

東京に戻った後、ニュースを見て、初めて自分たちの活動を実感しました。

紙面の関係で講演の一部しか紹介できませんが、陸上部隊で117隊553人(東日本大震災全体では514隊3243人)、東京消防庁の隊員の皆様が決死の覚悟で活動していただきました。

岡本隊員を始め東京消防庁・自衛隊ほか多くの皆さまのご活躍で私たちの生命や財産をお守り頂き、感謝の気持ちでいっぱいです。

改めて御礼を申し上げます。『ありがとうございます』

大丈夫ですか？ 会社の退職金含み損に なっていませんか！！	5月16日(木) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	退職給付と含み損 なぜ？企業年金、退職金は必要か？ 日本の退職金・企業年金の概要 退職金（企業年金）の準備はしているか？ 退職金（役員慰労退職金）準備の仕方 年金、退職金に拘わる税制
やさしい経理税務セミナー シリーズ4回目 (誰でも参加自由)	5月23日(木) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	当座預金取引（当座預金の受払い、当座繰越等） について。 法人税法の規定に基づいた役員給与の支給の仕方 （定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給 与）と役員・会社間取引についての注意点
やさしい経理税務セミナー シリーズ5回目 (誰でも参加自由)	6月13日(木) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	受取手形・為替手形取引（裏書、割引等） その他の取引（未収金、未払金、仮払金・借受金、 前払金・前受金等）について。 法人税法に基づいた資産を購入またはリースした 場合の処理、原価償却する場合の処理方法等の理 解
やさしい経理税務セミナー シリーズ6回目 (誰でも参加自由)	6月27日(木) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	試算表の作成（合計、残高、合計・残高試算表の 作成等）についての理解 法人税法に基づいた会社分割、子会社・関連会社 にかかる取引等の規定（従業員の転籍、交際費、 引当金等）の理解
高齢者雇用の取組みと 助成金の活用 (誰でも参加自由)	7月4日(木) 14時～	目黒法人会館 2階会議室	高齢者雇用関連法令への対応 高齢者の賃金と公的年金制度 高齢者雇用推進のための支援体制 高齢者雇用改善のための助成金の活用
やさしい経理税務セミナー シリーズ7回目 (誰でも参加自由)	7月11日(木) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	決算の手続き（決算整理、精算表の作成、有価証 券の評価替え等）について 法人税法に基づく決算に際しての社会保険料や給 与等の未払費用の処理、保有債権の評価及び貸倒 処理、その他各種評価損の計上、保険等の取扱い 等の理解
やさしい経理税務セミナー シリーズ8回目 (誰でも参加自由)	7月25日(木) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	決算の手続き（一時の損金処理、資産計上の場合、 売上総利益・売上原価）について。 税務申告に際しての注意事項 （申告税額の過不足が生じた場合の修正申告、再 生の請求等）、税務調査に対しての心構え等（備 え付けの書類等）の理解

※左記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください

※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは

公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。

FAX：3712-8829 TEL：3712-9588 Eメールアドレス：mg_info@tohoren.or.jp

（他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています）

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書（コピーしてお使いください）

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名：

TEL

FAX

お申込会社住所：

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3712-9588）までお問合せください。

最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般（厚生年金、健康保険、労働保険など） ・経営・金融など相談全般
インターネットセミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセスください	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	4月19日(木) 13時30分 6月21日(木) 13時30分 8月24日(金) 13時30分 10月22日(月) 13時30分 12月6日(木) 13時30分	目黒税務署	新設法人対象（会員不問）税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下さい)
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	4月23日(月) 14時 5月28日(月) 14時 6月18日(月) 14時 7月 6日(金) 14時 8月28日(火) 14時 9月20日(木) 14時 10月18日(木) 14時 11月20日(火) 14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象（会員不問） 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
やさしい経理税務セミナー シリーズ1回目 (誰でも参加自由)	4月11日(水) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	簿記の基礎として、その目的から財務諸表作成までの概要。具体的な仕訳・転記の方法、試算表の作成、簿記一巡の手続き。簿記と法人税法の取扱いの違い。売上、仕入の計上時期・基準等に関する規定等の理解。
普通救命技術者資格講習会	4月13日(金) 18時30分～	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人命を救うために所定のカリキュラムを受講するとAED（自動体外式除細動器）の操作、心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資格」が取得できます。
やさしい経理税務セミナー シリーズ2回目 (誰でも参加自由)	4月25日(木) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	決算整理、勘定の締切りと貸借対照表 損益計算書の作成 法人税法上の経済的利益と非課税（主として福利厚生費）の取扱い、通勤手当等の諸手当、社内融資、生命保険の取扱い等の理解。
やさしい経理税務セミナー シリーズ3回目 (誰でも参加自由)	5月9日(水) 15時～	目黒法人会館 2階会議室	商品売買（三分法による処理、掛売りによる売買、返品・値引き、総勘定元帳と売掛金元帳・買掛金元帳、商品有高帳）についての経理処理。 法人税法上の交際費の規定にもとづき、会議費、広告宣伝費、福利厚生費との区分等の理解
地球環境シンポジウム ～地球が呼吸する 様子を見てみたい～	5月10日(木) 17時30分～	めぐろ パーシモンホール 小ホール	・講演：「宇宙から見る地球の真実」 ・講演：「地球シュミレーターで地球の未来を予測する」 ・説明：「東京都地球温暖化対策報告書」 ・パネルディスカッション： 「エネルギーとこれからの地球環境」

これからの予定 皆様のご参加をお待ちしております

◆第2回地球環境シンポジウム

日 時：平成 24 年 5 月 10 日（木） 午後 5 時 30 分開演
 会 場：目黒パーシモンホール 小ホール
 内 容：「宇宙から見る地球の真実」
 「地球シミュレーターで地球の未来を予測する」
 「地球温暖化対策報告書について」
 パネルディスカッション：「エネルギーとこれからの地球環境」

◆WE LOVE MEGURO 目黒川周辺清掃活動

日 時：平成 24 年 5 月 20 日（日） 午前 10 時 30 分～
 コース：駒沢通りから田道広場へのコース（予定）
 ※参加者を募集していますが、参加を申し込まれた方々には、
 後ほど集合場所等をご連絡いたします。

◆公益社団法人目黒法人会第2回通常総会

日 時：平成 24 年 6 月 12 日（火） 午後 4 時 30 分開会
 会 場：目黒雅叙園
 目黒区下目黒 1-9-1 Tel 3 4 9 1-4 1 1 1

お問合せ・申込は公益社団法人目黒法人会事務局へ

Tel:3712-9588 Fax:3712-8829 E-mail: mg_fujie@tohoren.or.jp

編集後記

東日本大震災から1年が経ちました。東京消防庁・自衛隊の皆さまのご活躍で、東京から避難せず生活しています。放射能を意識しない時がいつ来るかわかりませんが、早く終息し復興していただきたいと思っています。法人会の広報誌で東日本大震災を記事にするか迷いましたが、関連記事をいくつか取り上げました。

Y・K

「東京がひとつ になる日」 編集子

昨今のマラソンブームの火付け役となった第6回東京マラソンが2月26日に開催され、法人会の仲間であつてついているジョギングチームのメンバーからも3人が出場しました。毎年数人のメンバーが出場してあり、5km、18km、40kmと3か所位の地点を移動しながら声援を送っています。スタートからゴールまでの沿道は大勢の応援する人々で埋め尽くされています。一体どのくらいの人たちが観戦しているのか少し調べてみました。昨年のデータで

すが、沿道応援はなんと153万人ということでした。参加者が3万5千人、ボランティアが1万人で、経済効果は240億円にのぼりました。

東京マラソンのキャッチフレーズに『東京がひとつになる日』とあります。沿道では知り合いでも有名でもない一般のランナーに惜しみない声援が送られ、ハイタッチが繰り返されています。私もランナーとして走ったことがあるのですが、それは驚きと感動の体験でした。まさに皆がひとつになっているという表現がピッタリです。

昨年3月11日の東日本大震災から1年。『絆』という言葉をよく耳にします。日本はひとつ、世界はひとつと皆の気持ちが繋がるとどんなに素晴らしいものでしょうか・・・。

S・O



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。

会社と社員の 明日の安心 一歩先へ



退職金制度の確立で

従業員の確保・定着化と勤労意欲の向上に寄与します。

制度の 特色

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
- 毎月の掛金支払で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 毎月の掛金は、全額が損金または必要経費に算入できます。
- 掛金は、従業員1人につき1口1,000円で最高30口まで任意に設定できます。

加入者の声

① (杉並区 A様)

私の会社が制度に加入して12年になります。社員も7名おります。不景気の影響で経営は厳しいですが、毎月少しずつ積み立てることができる退職金制度のお陰で、従業員にも安心して仕事してもらっています。大切な従業員のためにも、これからも継続していきたいと思っています。

② (大田区 B様)

社長に言われて特退共を導入して23年になります。総務担当者として、日々資金繰りや人事管理に苦勞していますが、従業員の労働環境を守っていくことの大切さを痛感しています。でも、特退共に加していることで、その一端は実現できていると思います。

③ (多摩市 C様)

私どもの会社では、今年、定年退職を迎える社員が3人おります。一度に多額の退職金を支払うのは難しい面がありますが、特退共に加していたお陰で、資金繰りの心配もなく退職金を支払うことができます。長く支えてくれた社員への感謝の気持ちがこの退職金です。

《資料請求・お問合せは》

TTK 財団東法連特定退職金共済会
法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL.03-3357-1641 FAX.03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaiikyo.or.jp>

穴熊。

		手術保障		傷害通院保障		
傷害後遺障害保障	傷害休業保障	疾病入院医療費用保障	入院保障			
死亡保障	高度障害保障	傷害医療費用保障				
社長	事業承継相談費用保障	疾病入院療養一時金保障				

穴熊とは二重の防御により王将を守り抜く、最も堅牢と言われる将棋の戦術の一つ。

経営者を守る幾重もの安心を「経営者大型総合保障制度」をご提供します。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書（契約概要）」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険 + AIUのベーシック傷害保険)

〈引受保険会社〉



渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8 (渋谷野村ビル3F)
TEL 03-5489-6800



AIU保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

<http://www.aiu.co.jp/>

東京第一ISオフィス/東京都新宿区西新宿1-26-2 (新宿野村ビル34F)
TEL 03-5320-2561

- ◎この資料は平成23年10月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料率の引き上げや損害保険部分の解約等のお取り扱いとなる場合があります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-23-1013 (平成23年10月5日)